

35—05 P U D T

証人尋問の要領

1. 審判長の審理指揮

審判長は、証人尋問を円滑に行うため、以下2.及び職権（補充）尋問を含めて審理指揮（審判廷内での指揮）を積極的に行うよう努めなければならない（特§138②、実§41、意§52、商§56①）。

なお、写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は審判長の許可が必要である。

2. 禁止される質問

質問は、できる限り具体的かつ個別的にしなければならないから、一問一答形式でない包括的・抽象的な質問や、証人に物語形式で語らせる質問がされた場合には、審判長から尋問者に対し、質問の仕方を変えさせるなどの対応をとるべきである（特施規§58の8①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§114、115）。また、次の(1)～(6)のような質問は禁止されており（ただし、(1)の類型を除き、「正当な理由」がある場合には許される。）、審判長は、そのような質問が行われたときは、申立てにより又は職権で質問を制限することができる（特施規§58の8②、③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§114、115、質問の制限（→35—04の7.）、当事者の異議（→35—04の8.））。

(1) 証人を侮辱し又は困惑させる質問

(2) 誘導質問

不当な暗示を与えて証言内容が操作される危険があるため原則として禁止されているが、争いのない前提事項に関する誘導や、記憶喚起のための誘導は、正当な理由があるといえるし、審理の効率化に資する。

(3) 既にした質問と重複する質問

ただし、明らかな誤解又は忘却により前の証言と矛盾した証言をしたときなどは、正当な理由があるといえる。

(4) 意見の陳述を求める質問

事実ではない単なる意見や感想、資格のない者に専門的知見を必要とする意見を聞くことは許されない（鑑定証人については許される）。ただし、人または物の同一性、筆跡、性質、能力、年齢などについての判断を聞くことは許される。なお、証人が意見（例えば、容易性など）を陳述しても、要証事実の立証に役立たないことが多いばかりか、尋問者と証人との無益な議論になり、尋問時間の浪費となりがちであるから、注意が必要である。

(5) 証人が直接経験しなかった事実の陳述を求める質問

伝聞証言を求める質問がこれにあたり、原則として禁止される。ただし、当該事実を直接経験した第三者が死亡して証言を得られないなどの事情があるときは、正当な理由があるといえる。

(6) 争点に関係のない質問

3. 証人尋問の円滑な進行

審判長は、証人尋問を円滑に行うため、以下の点に留意して審理指揮を積極的に行う。

- (1) 実際の尋問で当初予定より時間がかかりそうなときは、尋問を促進するように促す。
- (2) 証人尋問の進め方等で当事者が折り合わないとき、審判長は、その場で判断して告知するか、又は休廷して控え室で合議した上で結論を告知する。不測の事態で判断できないときは、直ちに休廷して合議を行う（必要であれば、控え室から関係者に電話等で問い合わせて結論をだすようにする）。
- (3) 休憩は1～2時間に1度はとる必要がある（通常45分から90分で休憩する）
- (4) 審判長は、当事者同士が言い合いになったり、陳述がだらだらしているとき、尋問内容が不明瞭なときは、発言をさえぎって的確な指示をする。
- (5) 尋問者が証人に詰め寄って質問しているとき（特に、証人が不愉快に感じていると察知した場合には）、審判長は尋問を自分の席から行うように促す。
- (6) 審判長は、廷内の秩序の維持を図るため、あるいは、証人が特定の傍聴人の面前において威圧されて十分な陳述ができないときは、当事者及び参加人の意見を聴いてその証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる（特施規 § 58 の 14、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。
- (7) 開廷中の写真撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可があれば認められ

るが、通常は許可をせず、実際にそのような行為をする当事者・傍聴人を発見した時は、「院内秩序が乱れるおそれがありますので、写真撮影は行わないで下さい」とことわって、制止、あるいは、退廷させる（すでに撮影した者については、廷吏にまかせる。なお、ビデオ録画、写真撮影、録音について、開廷前は可能である。）。

4. 証言の仕方

- (1) 証人が、発問者の方へ向直って証言することがあるが、そのときは、正面（審判長）の方に向かって証言するように注意する。
- (2) 証人の陳述は証人の記憶に基づくべきであるから、口頭によることが原則である。しかし、技術的な内容が複雑なときなど、適当な書類を参照するか、図などを筆記しながら陳述させた方が正確な証言が得られる場合もあるため、以下のような尋問の方法が認められている。

ア 証人は審判長の許可がある場合には書類に基づいて陳述することができ（特 § 151→民訴 § 203）、尋問者は審判長の許可を得て文書、図面、写真、模型、装置その他の適当な物件（この節 35—05 において、「文書等」という。）を尋問に利用することができる（特施規 § 58 の 9①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。尋問に利用する文書等は原本ないし現物によるべきであり、これらが証拠調べを経ていないときは、原則として質問前に相手方に当該文書を閲覧する機会を与えなければならない。なお、証人が文書等に基づいて陳述したときは、その旨を調書に記載する。調書への添付その他必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、提示した文書等の写しの提出を求めることができる。

イ また、審判長は必要があると認めるときは、証人に対し、文字、数式、構造式、概略図の筆記など、必要な行為を命じることができる（特施規 § 58 の 12、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。このとき、機械の名称、部品の名称及び簡単な説明を加えさせ、必ず署名押印させる。

- (3) 録音テープ等を調書の一部に代えたときには、テープおこし（反訳）された書面が作成される。その反訳書面の作成を容易にし、テープや反訳書面から発言の内容が明確に把握できるように、以下の点に注意することが望ましい。

ア 審判長は尋問を行う者が変わるごとに、次に尋問する者の名前を述べておく。

イ 証言で、技術的な用語や専門の学術用語が述べられたときは、できるだけはっきりと明確に、場合によっては繰り返し述べてもらう。

ウ 「それ」等の指示代名詞を用いた証言があると、対象が不明瞭となる恐れがあるので、なるべく対象を具体的に特定させるようにする。

5. 証人尋問の終了

(1) 立証事項について一定の心証が得られ、その結果、予定していたその余の証人の尋問が必要でなくなったときは、その時点で証人尋問を終了する。

6. その他

(1) 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、または口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる（特施規 § 58 の 15、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 122）。

(2) 受命審判官（→35—11）が証人尋問をする場合には、審判官及び審判長の職務は、その審判官が行う（特施規 § 58 の 18、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 125）。

(3) 審判長は証人尋問における証人保護のための各種措置をとることができる（→35—01 の 11.）。

(改訂 H27. 10)